

11月は児童虐待防止推進月間です

国では、平成12年11月に児童虐待防止法が施行されたのをきっかけとして、11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。市でも、これに合わせ児童虐待防止のための広報・啓発活動など、さまざまな取り組みを実施しています。

皆さん一人一人が虐待への理解を深め、お互いに十分な連携を持って、子どもと親が安心して生活できる地域をつくりましょう。

児童虐待とは

本来、子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

見逃さないで、小さなサイン

虐待は家庭の中で起こっていることが多く、「虐待ではないか」という視点や問題意識を持っていないと、見過ごされてしまいます。家庭、地域、保育所などの集団生活の場、保健機関、医療機関など、それぞれの機関や日常の場面で、子どもや親が発信する小さなサインを見逃さないことがとても大切です。

～現在、子育て中の方へ～

- ・どうやって子育てしてよいかわからないで悩んでいる
- ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている
- ・つい、子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう
- ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない
- ・どうしても子どもがかわいく思えない
- ・夫やパートナーの理解が得られない

このようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みをひとりで抱え込まず、相談窓口にご相談ください。

～地域の皆さんへ～

- ・子育て中の親が孤立しないよう、話し相手になったり、あいさつや声かけをしたりするなど、地域で見守ってあげましょう。
- ・気にかかる親子がいたり、虐待かもしれないと思ったりしたときには、相談窓口にご連絡ください（秘密は守ります）。

発見のためのチェックポイント

虐待を疑わせる状況

- ・殴る、けるなどの虐待行為そのものの目撃（親はしつけのためだと言うこともある）。
- ・たたく音や叫び声などが毎晩のように聞こえる。

子どもの状況

- ・不自然な傷が多い（顔や腕、足にあざが多くある）。
- ・夜遅くまで外で遊んでいたりと、徘徊したりしている。
- ・夜間に何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・体、衣服が非常に不潔である。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで夜を過ごしている。

親の状況

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい。
- ・子どもがけがや病気をしても医者に診せようとしない。
- ・酒を飲んで暴れることが多い。
- ・小さい子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・養育に拒否的であり、食事をきちんとさせないなど放置している。

まずは勇気を持って連絡を

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、子どもは逃げたり自救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などに連絡（通告）しなければならないと定められています。連絡（通告）は、子どもを守り、ひいては虐待してしまう親をも救うことになります。

また、連絡した人が誰かがわからないように、秘密は守られます。

悩んだら 相談窓 口 気がついたら

～子育ての悩み～

- 行田市子育て応援専用ダイヤル ☎556-2011
- 保健センター ☎553-0053

～虐待防止～

- 行田市虐待防止ホットライン ☎0120-556-212
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
- 埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154

▶問い合わせ 子育て支援課保育担当（内線263）